

法人税と中小企業研究

千葉商科大学政策情報学部教授 経済研究所長

小林 航



中小企業に関する研究は本機構が果たすべき重要な使命の1つである。私自身は中小企業研究の専門家ではないが、経済学・財政学の研究者として、また本学大学院の中小企業診断士養成コースの関係者として、折に触れ関心を寄せてきた。例えば、法人税の軽減税率の問題を取り上げてみよう。法人税は法人企業が稼いだ所得に一定の税率を乗じて税額を算出するが、その基本税率は23.2%であるのに対して、中小企業であれば15%に軽減される¹。しかも、この軽減税率は法人税法には19%と書かれていて(本則税率)、15%というのは租税特別措置法に期間限定の特例として書かれている税率である。その期限は2018年度の時点では平成31年3月末まで²、つまり2018年度末までとされていたが、2018年12月の与党税制改正大綱³で2年延長することが明記され、現在は平成33年(令和3年)3月末(2020年度末)までとされている。

こうした中小企業にのみ適用される軽減税率や特例税率はどのような論理で正当化されるのだろうか。先述の与党大綱では「地域経済の中核を担う中小企業は深刻な人手不足に直面しており、生産性向上や経営に対する支援を強化していく必要がある」と記載されており、一見するともっともらしく聞こえる。しかし、人手不足は景気対策の根拠とされる需要不足とは真逆の状況を指しており、一時的な減税策をその処方箋と位置付けることには疑問が残る。他方、その20年前に政府税制調査会が当時の小渕総理に提出した答申では「これらの軽減税率は、政策的観点から設けられているもの」としたうえで、「基本税率との格差を縮小するという基本的な方向に沿って検討していくことが適当」と記載されている⁴。つまり、公平・中立・簡素という租税原則からみると正当化できるものではないが、それとは別の政策的観点から設けられたもの、ということであろう。それでは、その政策的観点とは何か？

中小企業政策には社会政策と経済政策の2つの側面がある、といわれる。これらの観点から法人税の軽減税率を正当化するには、前者については、法人税は誰が負担しているのか、という問題を検討する必要がある、後者については市場の失敗の観点からその妥当性を検討する必要がある、ということになるだろうが、これらの問題を理論的に追究していくと、そもそもなぜ中小企業が存在するのか？という問いにまで行き着く。実は、この深遠なる問題には、ジョージ・スティグラー、ロナルド・コース、ロバート・ルーカスといった錚々たる経済学の泰斗たちが取り組んできたという⁵。中小企業研究にはそれだけの難しさと奥深さがあり、そうした理論的背景も踏まえながら政策研究や事例研究を重ねていくことには大きな意義があるだろう。本機構からそのような知見を提供しつづけることができるよう、これからも取り組んでいきたいと考えている。

1 ただし、年間800万円以下の所得に対して適用されるものであり、それを超えた所得については中小企業であっても基本税率が適用される。

2 より正確には、平成31年3月末までに開始された事業年度の所得に適用される。

3 自由民主党・公明党(2018)「平成31年度税制改正大綱」

4 税制調査会(1998)「平成11年度の税制改正に関する答申」

5 後藤康雄(2014)「中小企業のマクロ・パフォーマンス」日本経済新聞出版社。